

**四日市市単独公共下水道（日永処理区）基本計画等変更業務委託
特記仕様書**

1. 業務の内容

四日市市単独公共下水道事業（日永処理区）は、昭和 29 年から合流式により事業着手以後、整備が進められ、令和元年度末に汚水処理区 2,485.07ha、雨水排水区 2,002.46ha の整備が完了している。令和元年度には、本計画の上位計画である「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」という。）」の見直しが行われた。また、同年度には「生活排水処理施設整備計画（以下、「アクションプログラム」という。）」が改定された。

本業務は、四日市市単独公共下水道事業について、上位計画である流総計画の変更を全体計画に反映し、下水道法事業計画を変更するとともに、都市計画法事業計画も合わせて変更し、事業期間を延伸するものである。

また、雨水管理総合計画を反映して雨水全体計画の見直しを行うとともに、雨池排水区について 10 年確率降雨対応として浸水対策計画を立案するものである。

汚水全体計画においては、「アクションプログラム」の改定を反映して計画区域を変更するものである。

- ・計画区域 3,429.80ha → 3,468.84ha (39.04ha 増加)

雨水全体計画においては、現行の計画区域 3,566.90ha について、以下のとおり見直す。

- ・原則、市街化区域を対象とする。
- ・汚水全体計画区域との整合を考慮する。

下水道法事業計画においては、下記のとおり変更するものである。

- ・期間延伸 令和 4 年 3 月 31 日 → 令和 9 年 3 月 31 日
- ・計画区域 汚水：3,134.10ha → 3,144.58ha (10.48ha 拡大)
雨水：2,366.80ha → 汚水計画区域と調整して必要に応じて変更する。

都市計画法事業計画においては、下記のとおり変更するものである。

- ・期間延伸 令和 4 年 3 月 31 日 → 令和 9 年 3 月 31 日
- ・計画区域 汚水：3,118.10ha → 3,128.58ha (10.48ha 拡大)
雨水：2,366.80ha → 汚水計画区域と調整して必要に応じて変更する。

ただし、計画区域面積については、既計画や他計画との整合を図り、必要に応じて見直しを図ることとする。

作業項目は以下のとおりとする。

(1) 公共下水道全体計画変更図書作成業務（単独公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 基礎調査（現地踏査・都市計画関連資料収集整理・汚水計画関連資料収集整理・既存の下水道及びし尿処理の状況・まとめと照査）
- ② 下水道整備の基本方針の確認
- ③ 基本事項の検討（整備目標・計画区域の確認・計画フレームの設定・汚水量原単位・計画汚水量・汚濁負荷量原単位・計画汚濁負荷量・設計基準の確認・まとめと照査）
 - ・上位計画の変更内容を反映し、計画区域、計画人口、計画汚水量、計画汚濁負荷量を算定する。
 - ・雨水管理総合計画を反映し、計画排水区域、計画降雨強度、流出係数を見直す。
- ④ 根幹的施設の配置検討（幹線ルート of 検討・ポンプ場の必要性の検討、まとめと照査）
- ⑤ 汚水管渠計画（平面図・流量計算・縦断面図・関連管理者協議用図書・まとめと照査）
 - ・計画区域の見直しや汚水量の変更に対して、幹線管渠の区画割平面図、施設平面図、縦断面図、流量計算表を見直す。
- ⑥ 雨水管渠計画（平面図・流量計算・縦断面図・関連管理者協議用図書・まとめと照査）
 - ・計画排水区域の見直しや計画諸元の変更に対して、幹線管渠の区画割平面図、施設平面図、縦断面図、流量計算表を見直す。
 - ・雨水管理総合計画に位置付けた短期・中期計画を位置づける。
 - ・短期計画として常磐排水区に係る雨水排水計画について、既存計画に基づき全体計画に位置づける。
 - ・中期計画として雨池排水区に係る雨水排水計画について、計画排水区域の見直しや10年確率降雨対応として浸水対策計画を立案する。雨池排水区の浸水対策計画は、既存の雨水ポンプ場や雨水幹線管渠の能力評価を行い、雨水流出抑制施設を検討することとする。
 - ・合流区域と浸水対策上関連のある周辺の分流排水区域については、雨水基本計画（平成26年1月）を基本として整理すること。
- ⑦ 汚水ポンプ場計画（容量計算・施設計画・図面作成・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の見直しを反映するとともに、合流施設再構築計画やストックマネジメント計画の内容を踏まえ計画を策定する。
- ⑧ 雨水ポンプ場計画（容量計算・施設計画・図面作成・まとめと照査）
 - ・雨水流出量の見直しを反映するとともに、合流施設再構築計画やストックマネジメント計画の内容を踏まえ計画を策定する。
- ⑨ 終末処理場計画（水処理方式の検討・汚泥処理処分方法の検討・容量計算・施設計画・図面作成・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の見直しを反映するとともに、日永浄化センターの再構築方針を整理し、合流施設再構築計画やストックマネジメント計画の内容を踏まえ再構築計画の見直しを行う。
 - ・特に、既存の再構築計画の施設配置について精査を行い、必要に応じて省スペースに適した手法を検討する。
 - ・計画汚水量の見直しや再構築計画による処理水の放流先の変更を踏まえ、放流先の河川

管理者との協議を行うための資料を作成する。

- ⑩ 財政計画の策定（概算事業費・事業計画）
- ⑪ 提出図書の作成
- ⑫ 計画協議

(2) 下水道法事業計画変更図書作成業務（単独公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 基本作業の確認
- ② 基礎調査（関連計画の資料収集・整理・下水道整備・維持管理状況の確認・まとめと照査）
- ③ 基本事項の検討（事業計画区域及び計画フレームの設定・計画汚水量、汚濁負荷量の算定・まとめと照査）
 - ・市街化区域の一部を計画区域に追加する。
 - ・全体計画を反映し計画フレーム、計画汚水量、計画汚濁負荷量を算定する。
 - ・雨水計画については、伊倉排水区及び雨池排水区について全体計画の見直しを踏まえ、市の事業スケジュールにあわせて必要な対策施設を反映する。
- ④ 汚水管渠計画（区画割平面図作成・幹線管渠縦断面図作成・幹線管渠の流量計算表作成・枝線管渠縦断面図作成・枝線管渠の施設平面図作成・枝線管渠の流量計算表作成・下水道計画一般図作成・概算事業費の算出・まとめと照査）
 - ・拡張区域については、開発資料や道路資料等を用いて管渠計画を作成する。実測測量が必要な場合は市と協議すること。
 - ・計画区域の見直しや汚水量の変更に対して、枝線管渠の流量計算表、区画割平面図、施設平面図、管渠縦断面図を作成する。
 - ・既事業計画区域について、工事施工図等を基に区画割平面図、流量計算表を修正する。
 - ・下水道計画一般図、幹線管渠の区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表を作成し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑤ 雨水管渠計画（区画割平面図作成・幹線管渠縦断面図作成・幹線管渠の施設平面図作成・幹線管渠の流量計算表作成・下水道計画一般図作成・概算事業費の算出・まとめと照査）
 - ・計画変更は、常磐排水区及び雨池排水区について全体計画の見直しを反映する予定である。
 - ・下水道計画一般図、幹線管渠の区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表を作成し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑥ 汚水ポンプ場計画（年度別流入水量の検討・容量、水理計算・施設計画・配置計画・各種図面作成・概算事業費の算出・まとめと照査）
 - ・計画汚水量の見直しを反映するとともに、合流施設再構築計画やストックマネジメント計画の内容を踏まえ計画を策定し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑦ 雨水ポンプ場計画（容量、水理計算・施設計画・配置計画・各種図面作成・概算事業費の算出・まとめと照査）
 - ・雨水流出量の見直しを反映するとともに、合流施設再構築計画やストックマネジメント計画の内容を踏まえ計画を策定し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。
- ⑧ 終末処理場計画（年度別流入水量の検討・容量、水理計算・施設計画・配置計画・各種図面

作成・概算事業費の算出・まとめと照査)

- ・計画汚水量の見直しを反映するとともに、合流施設再構築計画やストックマネジメント計画の内容を踏まえ計画を策定し、計画変更箇所について事業計画変更図書を作成する。

⑨ 下水処理による水質向上の見通し（放流先水域の状況・下水処理による水質向上の見通し・まとめと照査)

- ・計画汚水量の見直しや再構築計画による処理水の放流先の変更を踏まえ、水質向上の見通しについて整理する。

⑩ 財政計画の策定（年度別整備計画・年度別事業費の算出・財源計画・下水道使用料等の見通し・まとめと照査)

⑪ 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針（施設の設置に関する方針・施設の機能の維持に関する方針・まとめと照査)

- ・施設の設置に関する方針 施策数 5 施策
- ・施設の機能の維持に関する方針 対象施設（管渠・ポンプ場・水処理・汚泥処理)

⑫ 提出図書の作成（事業計画書・事業計画説明書・提出図面まとめ・その他参考図書まとめ・まとめと照査)

⑬ 設計協議

(3) 都市計画法事業認可変更申請図書作成業務（単独公共下水道：汚水・雨水計画共)

- ① 計画図
- ② 申請書
- ③ まとめと照査

(4) 浸水対策計画図書作成業務（浸水解析による対策効果検証を含む）（対象区域：1,419.2ha)

対象排水区

排水区名	面積 (ha)
阿瀬知排水区	182.1
常磐排水区	170.0
雨池排水区	949.1
伊倉排水区	118.0
計	1,419.2

① 流出解析モデルは、四日市市内水浸水想定区域図更新業務において作成したモデル（InfoWorks ICM）を使用すること。

② 流出解析シミュレーション

- ・10ha以上の追加面積を有する管渠について10年確率降雨に対する能力評価を行う。
- ・能力評価は、流出解析による計算結果と、流量計算（不等流計算）による計算結果を比較して整理すること。
- ・能力評価結果から問題点を抽出して浸水対策計画において検討できるよう整理する。

- ・ 浸水対策計画に位置付けた対策施設をモデル化し、流出解析シミュレーションを行い、対策効果を検証する。
- ・ 対策施設の段階的整備に対する流出解析シミュレーションを行い、段階的な整備効果を検証する。

③ 報告書作成

- ・ 流出解析モデルを用いたシミュレーションの結果について報告書にとりまとめる。

(5) 区画割施設平面図作成

【表 1】【表 2】に留意した電子データ化作業を行うものとする。なお、区画割平面図については、dwg 形式の電子データ（参考）を貸与する。

【表 1】属性と入力形式

種 類	属 性	入力形式	摘 要
事業計画 区域	処理区エリア	ポリゴン	事業計画区域のデータには、四日市市下水コード表を 基にコード及び処理区、排水区名を属性データとして リンクする。
	排水区名エリア	ポリゴン	
区画割	区画割エリア	ポリゴン	区画割エリア及び管渠図形には、延長、勾配、口径、 エリア面積等の属性データがリンクされていること。 整備済み管渠は破線表示にすること。 中間人孔についてポイントを落とし込むこと。
	管渠	ライン	
	流下方向	ブロック図形	
	人孔	ブロック図形	
	属性文字	文字	

【表 2】データ形式

データ形式については、下記、Ⅰ又はⅡを標準とし、これによらない場合は発注者と別途協議すること。

Ⅰ.	「AutoCAD MAP3D の dwg に種類ごとにレイヤとして作成し属性をオブジェクトデータで作成」 する。
Ⅱ.	「ESRI shp ファイルで属性付きで作成（管渠、区画割）その他（流方向、人孔、属性文字）を dwg 又は dxf で種類ごとにレイヤとして作成」する。

図-1 全体計画区域 変更箇所

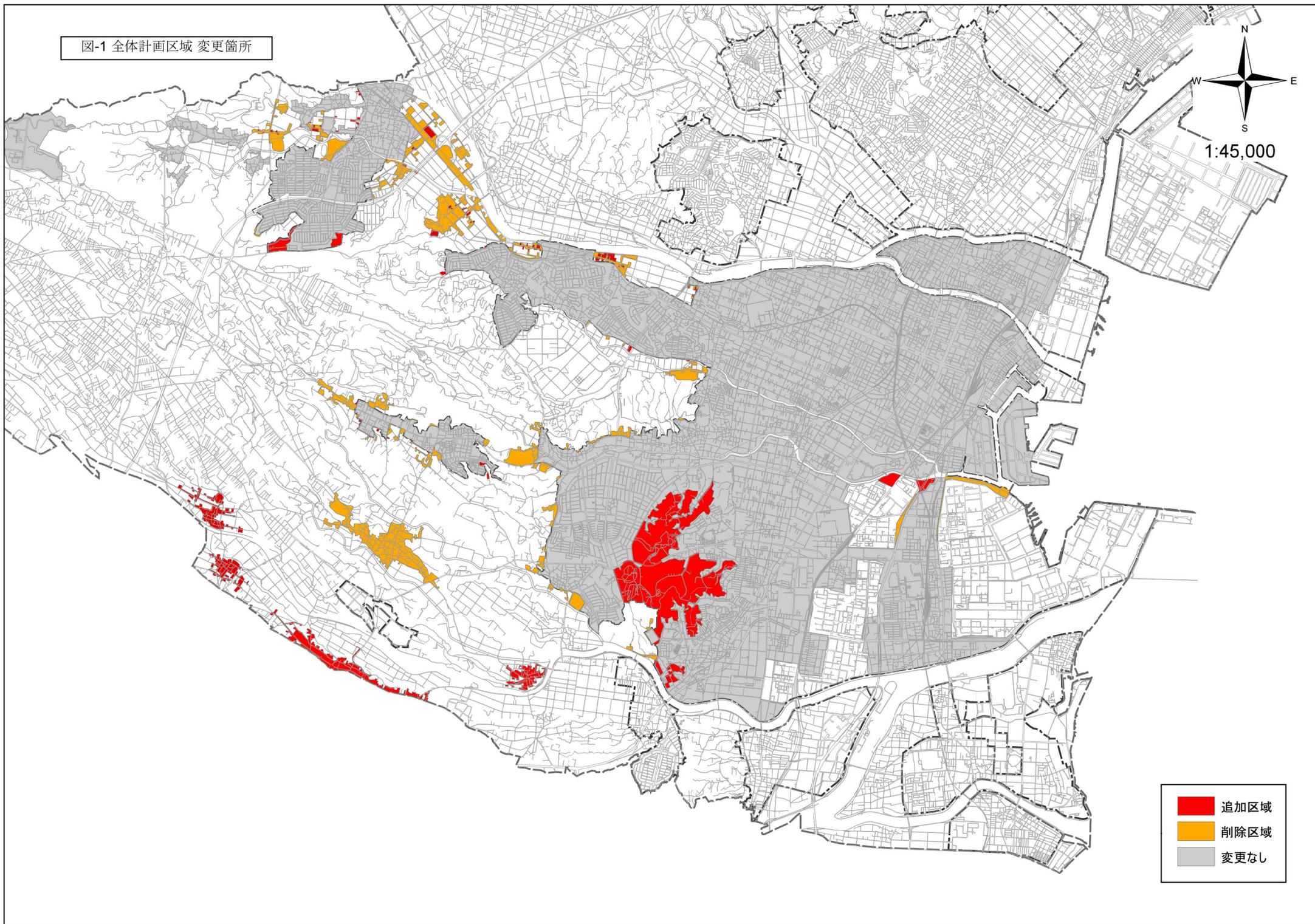
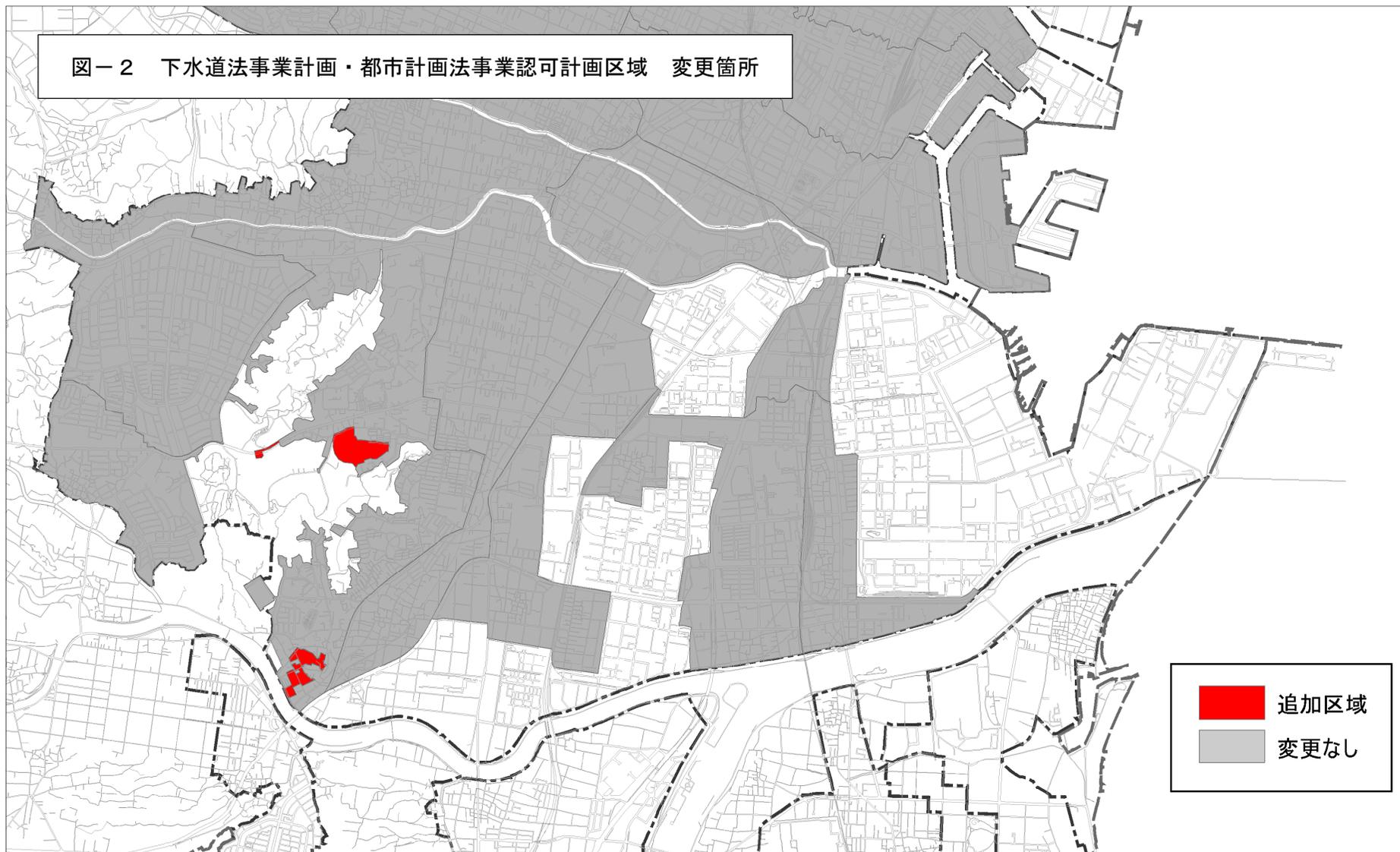


図-2 下水道法事業計画・都市計画法事業認可計画区域 変更箇所



業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受託者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。

【注意事項】

業務委託を遂行するにあたっては、下記の事項を遵守していただきます。

記

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、
契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。